

本稿は中国明代後期の政治における皇帝と「専制」の関係について検討を行った。

序章では本稿の目的と構成について述べた。中国の政治と「専制」という概念が切り離せない。近年、中国の「専制」の極致ともいわれる明代の政治の中で、世宗（嘉靖帝。在位：一五二一～一五六六）の存在が注目を集めている。「専制」を志したように見える世宗と政治の関係性については、さらなる研究の発展が見込める。また、世宗の治世は陽明学が勃興した時期にあたり、近年、陽明学と嘉靖年間の政治の関係性が注目を集めつつあるが、より広い思想史と政治の関係を検討することが可能である。そこで本稿では皇帝の「専制」を求めた人物、具体的には世宗、世宗の寵臣である桂萼、三教合一の思想家である管志道の三人の人物の政治思想の内容と背景を研究対象とし、皇帝から在野の思想家に至るまでに通底する「専制」を求める思想を分析することで、明代後期の政治における皇帝と「専制」の関係の再検討を行った。

第一章では世宗即位当初の大礼の議について世宗の意志の形成とその実行という観点から論じた。その結果、当時の世宗の意志については少年天子であることや母蔣氏らを初めとする興王府の勢力の存在により、それが世宗個人の意志であるのか周囲の意志なのかよくわからない状態になっていた。現代の研究者にとってだけそうではなく、当時の政治舞台に立っていた官僚たちにとっても同様である。しかし、官僚たちや後年の世宗はむしろその状況を逆手に取り、それぞれ自分に都合の悪い世宗の決定は世宗の決定ではないと主張することが可能であった。また、内閣派と張璁派はそれぞれ自派を「公」、相手を「私」と定義づけて攻撃したが、内閣派の公私論も張璁派の公私論も水掛け論に終始した。そこには内閣派や張璁派は絶対的な「公」を担保することはできず、皇帝である世宗しか絶対的な「公」を体現できないという現実が存在していた。しかし、世宗の意志についても即座にそのまま「公」であるというわけではなく、大礼の議においては内閣・廷議の賛同・妥協を得て初めて現実のものとなった。

第二章では嘉靖六年年末の内殿儀礼改定の経緯と改定後に世宗が著した『忌祭或問』を検討することで、世宗がどのような政策決定をあるべきものとして考えていたかについて検討した。世宗は内閣に儀礼改定を諮問し、朝廷で内閣案を議論させてから改定を実行したいという意向を示したが内閣に反対され、内閣からの提案という形で改定を行った。しかし、実際に改定した儀礼を実行しようとしたところ、宦官から反対されてしまった。そこで世宗は『忌祭或問』を著し、『書』の「詢謀僉同」（諮問したところみな同意する）の理念を提唱して、儀礼改定の手続きの正当性を強調した。世宗は自らに呈される異議を防ぐため、政策決定の正当性の象徴ともいべき「詢謀僉同」を実行し、そうすれば自らの意志が「私」ではなく「公」であることを証明できると考えていたのである。明代の政策決定において官僚側からしばしば提唱された「詢謀僉同」の理念は、実は世宗も共有していたことが明らかに

なった。

第三章では世宗が勳臣を重用した背景について、武定侯郭勛の政治関与を例に検討した。大礼の議で張璁派を支持したことでのしあがったといわれる郭勛であるが、大礼の議の時点ではすでに武官のトップであり、廷議に参加できる立場であった。大礼の議の経緯について世宗・張璁派の視点から編纂した『明倫大典』に記されている郭勛の功績とは廷議で張璁派を支持したことであった。後に郭勛は失脚するが、天地祭祀改定に際して再起用される。天地祭祀をめぐる廷議はなかなか世宗の意向通りに進まず、勳臣は会議に出席していても大きな役割を果たすことはなかった。その後、世宗はそれまで長らく封印していた大臣召対という政治手法を開始し、召対を蒙るメンバーの中には郭勛も含まれていた。世宗の召対の目的は自分の意向を寵臣たちに伝え、朝廷輿論において自分の意向が支持されることにあり、郭勛は実際に廷議で世宗の意向の支持を行う論陣を張っていた。世宗の勳臣重用の狙いは、従来の先行研究で指摘されていたような文官と武官の権力均衡ではなく、自分を支持する輿論づくり、自らの意向の実現であったことが明らかになった。

第四章では世宗が嘉靖十年から用いるようになった大臣召対という政治手法について検討を行った。世宗の召対は「君臣同遊」として賛美されていたが、「君臣同遊」はそもそも『大誥』で太祖が今の臣下への批判として掲げた政治的プロパガンダであった。しかし、「君臣同遊」の語は時代が下るにつれて臣下から皇帝に対する要請に変質していった。そして、弘治年間には明の中興の名君といわれる孝宗の治世を太祖の治世になぞらえて賛美する政治プロパガンダとして用いられるようになり、当時の人々は孝宗の大臣召対は「君臣同遊」の実行であると記述した。しかし、嘉靖初年の世宗による大臣召対、そして嘉靖十年以後の召対再開の経緯を検討した結果、大臣召対は「君臣同遊」という言葉から想起されるような君臣のイメージとはほど遠く、皇帝が自分の意志を実現するために行う政治手法に過ぎないことが浮かび上がった。

第五章では張璁派の主要人物である桂萼の賦役制度改革論が採用されなかった背景について論じた。桂萼は大礼の議で大抜擢を受ける前は、いずれもごくわずかな期間であるが三度の知県を経験していた。知県の経験を通して桂萼は当時の各地方で行われていた賦役制度改革に触れ、嘉靖六年、大臣になった後で賦役制度改革を提案し、中央官僚による会議と世宗による採用命令を願ったが、内閣に法の重視として切り捨てられ採用されなかった。その後、嘉靖九年、死を目前に控えた桂萼は再度、賦役制度改革の提案を行う。桂萼の提案内容は言葉は奇抜であったが、内容は当時の地方では広く行われているものだった。戸部は桂萼の提案を覆奏したが、世宗は部分的にしか採用しなかった。桂萼はその後も世宗に採用を迫り、もともと桂萼の提案を快く思っていなかった世宗を怒らせた。桂萼の賦役制度改革論が世宗や内閣によって否定された背景としては、桂萼のアプローチが法を重視し上からの改革を行おうとするものであったのに対し、当時の思潮では人を重視した下からの改革がよしとされていたことが挙げられる。

第六章では桂萼の思想について検討するために、王守仁との対立点を軸に議論を進めた。

桂萼は王守仁に個人的に恨みを抱いて陽明学を迫害したといわれているが、格物致知をめぐっても対立していたという逸話が存在する。桂萼の学統を遡ると明中期の大儒胡居仁にたどりつき、胡居仁の農業政策への見解は桂萼の賦役制度改革論を彷彿とさせるものだった。桂萼の思想は学統と地域的特性から胡居仁に近接していたと思われる。学統的には桂萼は胡居仁に私淑する魏校を右腕として登用したが、魏校は王守仁と心をめぐる見解を異にしていた。王守仁は理想の心の状態をさまざまな感情が流れてやまないものと考えていた。一方、魏校は理想の心は静であるとし、桂萼も理想の心の状態とは感情などを排して何も動かないものだと考えていた。また、地域的特性としては、王守仁が正徳年間に桂萼の地元安任県を訪問した際、地元の「某」から人情重視に疑義を呈された。「某」は人情＝人欲と考え、法や君主による拘束こそ大切だと考えていた。この「某」の思想は桂萼にも通底するものであった。桂萼や「某」が人欲に乱れた世界の拘束力として皇帝や法など外部規範に期待していたのに対し、皇帝へ期待ができない王守仁は皇帝から庶民に至るまで人類全体に自己変革を迫ったと考えられる。

第七章は東林党と無善無悪論を戦わせていた論敵・管志道の政治思想について、晩年の大著『従先維俗議』の内容から検討した。管志道は洪武帝を崇拜し、従うべき先進と位置付け、洪武帝の「六論」は「矩」であると見なした。ここから、管志道の「矩」は、「矩」を己の心に求める陽明学はもちろん、朱子学の「矩」の定義よりも、徹底して外在的であるものであることが導き出される。また、管志道は洪武帝を道統の継承者と見なしていた。管志道は、堯舜の道を己が引き継ぐ可能性を認める朱子学や陽明学に反対し、天子という外部の存在にのみ堯舜の道を求めたといえる。管志道は、彼が生きた万暦年間の現状に対して、強い世直しの意識を持っていた。管志道は当時の社会の秩序の乱れや言論の乱発を問題視し、洪武帝の治世の再現を望んでいた。すなわち、「密」な法を裏付けとして、天子を頂点として官僚・庶民がそれぞれ位置づけられ、あるべき礼法を守り、「各おの生理に安んじて、非違を為す」ことはない世界である。管志道は、堯舜の治世の再現を担保するのは道統の継承者である天子であり、士大夫は越権行為をすることなく、天子が定めた法に従属的に動くことを求められる存在であると見なしていたのである。

第八章は管志道の思想形成をその政治人生から探るべく、万暦五年の張居正の奪情問題と管志道の関わりを検討した。先行研究や墓誌銘・行状では管志道は張居正の奪情に怒り、万暦六年に時政批判の上奏を行ったため張居正に睨まれ、地方に飛ばされたうえで罷免された悲劇の英雄である。しかし、管志道の奏議集『奏疏稿』の序文では全く異なる管志道像が提示されている。奪情問題発生時、管志道の周辺は張居正批判の空気が充満していた。しかし、当時の管志道は就職活動中の身であり、しかも奪情問題で廷杖された官員がいたため、管志道はそのポストにありつくことになる。万暦六年に時政批判の上奏はしたものの、廷杖を受けていない管志道は張居正の失脚後も復職することができなかった。そこで管志道は『奏疏稿』を刊行し、序文で自らの悲運と苦悩を弟子に書かせたと思われる。管志道の言論の乱発に対する反感や「各おの生理に安んじる」ことの重視は、奪情問題の際に担うことの

できない言論の責任を周囲から迫られたことに端を発すると考えられる。また、『奏疏稿』刊行時の管志道は程朱の徒という側面を前面に出し、三教合一の思想家としての側面は引っ込めていた。管志道には三教合一の思想を公にすることにためらいがあったが、太祖の存在に気づいたことで全面的に打ち出していく。管志道の太祖崇拜の原点は自説の正当性の担保であった。しかし、管志道の論理は同時に張居正の論理でもあった。ゆえに両者の主張は図らずも類似してしまうのである。

終章では上記の議論から皇帝の意志は絶対的な正当性を持っていなかったのではないかという仮説を提示した。確かに第一章で見た通り、世宗が正当性の獲得が可能だったのは自身が皇帝であったからであって、臣下が「詢謀僉同」状態を作り上げても、大礼の議の内閣派のように最終的には皇帝の意志を完全に抑え込むことはできない。しかし、一方で世宗は自分の意志が「公」である証明を行わなくてはいけないと考えて実行していた。この矛盾を解決するために、明の政治の中の皇帝と政治の関係性には二つの側面があると考えられる。

一つは皇帝が他者に対する外的強制力を持っていたことである。他者に対する外的強制力とは、言うまでもなく暴力である。世宗は廷杖を使用することができ、また張居正は神宗が廷杖をするよう仕向けさせることができた。皇帝の意志の正当性の有無にかかわらず、暴力装置によって意志の実現を強制することが可能であった。その意味で明の政治はいわゆる「専制」以外の何物でもなかった。もう一つはある政治的決定や思想の正当性の獲得に関して、明の政治の場は絶対的な正当性という選択肢を用意していなかったことである。「公」でも、「詢謀僉同」でも、皇帝の意志でも、決定的な議論にはなりえなかった。逆に言えば、論者は自説の正当性の獲得のために自由に正当性の一要素を選択することができた。そして、反論するためにはそれをのりこえる正当性を提示すればよかったのである。暴力装置の存在と絶対的な正当性の不在こそ明代における皇帝政治であり、見方によっては「専制」であり「専制」でなくなる。そうであるとすれば、「専制」という語を用いて中国をとらえようとすること自体が不適切であり、別の尺度が求められる。